

お客さま 各位

長岡信用金庫

キャッシュカードによるATM振込の 一部利用制限について ＜特殊詐欺防止へのご協力のお願い＞

平素は、長岡信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、最近多発しております振り込め詐欺、特に、キャッシュカードによる振込が不慣れな高齢者のお客さまを狙いATMで振り込ませる「還付金詐欺」等、特殊詐欺の被害防止対策としまして、下記のとおり、キャッシュカードによるATM振込の利用を一部制限させていただきます。

お客さまにおかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒、ご理解、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

記

実施開始日 平成29年6月20日（火）

対象となるお客さま	制限の内容
満70歳以上の個人・個人事業主のお客さまで、過去3年間キャッシュカードによるATM振込のお取扱いがない方が対象となります。	当金庫ATMおよび他金融機関ATMでのキャッシュカードを利用したお振込ができなくなります。 なお、お引出しやお預入は、従来どおりご利用いただけます。

※ 本制限の解除をご希望されるお客さまは、当金庫営業時間内（平日午前9時から午後3時）に、当金庫窓口へキャッシュカードとご本人さまを確認できる書類をお持ちいただき、お申し出ください。

以上